

# 第1回 伊都土地区画整理事業地内 新設小学校(仮称)開校準備委員会

日時：平成26年6月10日(火) 13:30～  
会場：西部地域交流センター(さいとぴあ)  
第1会議室

～会議次第～

## 1. 委員会委員の紹介

## 2. 議事

(1) 委員会設置要綱(案)について

資料1

(2) 委員会委員長・副委員長の選出について

(3) 今後の進め方について

資料2

(4) 伊都土地区画整理事業地内新設小学校について  
(基本設計, 施設概要等)

資料3

(5) 委員会の公開・資料等の周知について

資料4

## 3. 連絡事項

○次回開催日程

平成26年9月開催予定

西部地域交流センター(さいとぴあ) 第1会議室

○議事(予定)

校名案の考え方について

**伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)  
開校準備委員会設置要綱(案)**

(委員会の設置)

第1条 伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)の開校準備を円滑に推進するため、伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)開校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を所管する。

- (1) 校名、校章、校歌などの開校準備に関する事
- (2) 教育目標等に関する事
- (3) 通学路に関する事
- (4) 施設整備に関する事

(委員会)

第3条 委員会は別表のとおり組織する。

2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は教育委員会教育環境部に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年 6月 日から施行する。

別表

組 織	氏 名	役 職
周船寺校区 自治協議会代表	大谷 善博	周船寺校区自治協議会会長
	三島 久昌	周船寺校区自治協議会副会長
	徳永 哲也	校区発展期成会会長
玄洋校区 自治協議会代表	河野 宏康	玄洋校区自治協議会会長
	松本 清訓	玄洋校区自治協議会副会長
	江田 俊弘	西都町内会設立準備委員会会長
周船寺公民館	赤池 成昭	周船寺公民館館長
玄洋公民館	渡辺 晟信	玄洋公民館館長
周船寺小学校 P T A代表	藤井 梅治	周船寺小学校P T A会長
	中井 健雄	周船寺小学校P T A副会長
玄洋小学校 P T A代表	武内 法昭	玄洋小学校P T A会長
	合原 忠臣	玄洋小学校P T A副会長
	山口 さおり	玄洋小学校P T A副会長
関係小・中学校	志賀 康弘	周船寺小学校校長
	龍 岳不二	玄洋小学校校長
	田畑 弘行	元岡中学校校長
	池田 文隆	周船寺小学校教頭
	園田 弘一	玄洋小学校教頭
福岡市	川上 忍	玄洋小学校教頭
	江崎 智美	教育委員会教育環境部学校計画課長
	渡辺 盛隆	教育委員会教育環境部施設課長
	中村 浩三	教育委員会指導部学校指導課長
	梶原 泰治	西区総務部地域支援課長
	田川 和雄	西区地域整備部土木第2課長

## 伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)開校準備委員会の今後の進め方

	26年度												27年度												28年度												29
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
新校舎建設			実施設計									契約関係手続き等			新校舎建設工事															開校準備		開 校					
		基本設計報告										進捗報告		進捗報告				進捗報告				進捗報告				進捗報告											
学校名 校歌・校章 備品		校名案の検討									地域への周知		校章、校歌の検討										備品の検討				納品										
		検討方法								校名決定		方向性の決定		進捗報告				進捗報告				進捗報告				備品 契約手続き											
教育目標	周船寺小・玄洋小との連携、学校指導課との協議 等												教育指導計画、校務分掌等の検討																								
				教育目標案の策定									教育目標の決定		進捗報告				進捗報告				進捗報告														
通学路の 整備	通学路案及び整備案の検討												警察、西区役所等との協議																								
													通学路決定		進捗報告				通学路整備(歩道、信号機、横断歩道等)				通学路マップ作成等														



## 伊都土地区画整理事業地内新設小学校について

## 新校舎の基本設計について

- 1 ○ 伊都土地区画整理事業地内の住宅開発に伴う人口増により、事業地を通学区域とする玄洋小学校の児童数が大幅に増加し、31学級以上の過大規模の状況が長期に見込まれる。
- このため、玄洋小学校の過大規模化（31学級以上）及び周船寺小学校の遠距離通学の解消を図る必要があり、平成29年4月の新設小学校開校に向け事業を進めている。

## (1) 新校舎概要

- ① 建設場所  
西区女原北12番（伊都土地区画整理事業地内）
- ② 面積  
校地面積：15,390 m<sup>2</sup> 延床面積：約10,000 m<sup>2</sup>
- ③ 建物  
構造：鉄筋コンクリート造 階数等：地上4階、26教室
- ④ 施設内容

	南棟	北棟
4階	普通教室、図工室、多目的ホール、教師コーナー（教具室）等	—
3階	普通教室、理科室、多目的ホール、教師コーナー（教具室）等	—
2階	普通教室、多目的教室、児童会室、多目的ホール、教師コーナー（教具室）等	音楽室、第2音楽室、講堂兼体育館、屋外プール等
1階	校長室、職員室、事務室、印刷室、特別支援教室、図書室、保健室、用務員室、相談室、放送室、等 ※留守家庭子ども会を併設	家庭科室、給食室、ランチルーム等 ※公民館・老人いこいの家を併設

## (2) 新校舎の特長

- ① 多様な学習形態に対応でき、学びを深め広げる学習環境
- 校舎は、北棟と南棟の2棟構成で、運動場を見渡せる南棟の南側に普通教室や職員室などの管理諸室を配置
- また、南棟には、多目的教室や多目的ホール、ワークスペースを配置し、少人数指導や学年合同の学習などができる空間を確保し、多様な学習形態に対応
- ② 新しいまちの拠点、地域コミュニティの中心として、地域に開かれた学校
- 北棟には、体育館や給食室・ランチルームなどを配置し、公民館・老人いこいの家を併設
- 北棟と南棟の間を「コミュニケーションストリート」とし、子どもだけでなく、地域の方々にとっての学び舎としても機能し、学校施設の有効活用と地域の利便性を向上

## ③安全・安心な教育環境

- 職員室や保健室からグラウンドを、学校事務室から東西の門を見渡せる配置とするなど、死角を極力解消
- セキュリティの区分を明確にした公民館の併設により、地域の目からも子ども達を見守り育てる学校

## ④環境への配慮

- 限られた水資源を最大限活用するため、雑用水に雨水を利用

## (3) 新校舎整備スケジュール

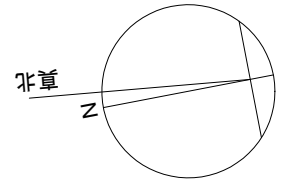
平成26年6月～平成27年3月	実施設計
平成27年4月～平成27年7月	契約関係手続き等
平成27年8月～平成28年12月	建設工事
平成29年1月～平成29年3月	開校準備
平成29年4月	開校（予定）

## (4) 完成予想図



【南方向からの鳥瞰図】

※ 完成予想図は基本設計段階であり、今後変更の可能性があります。

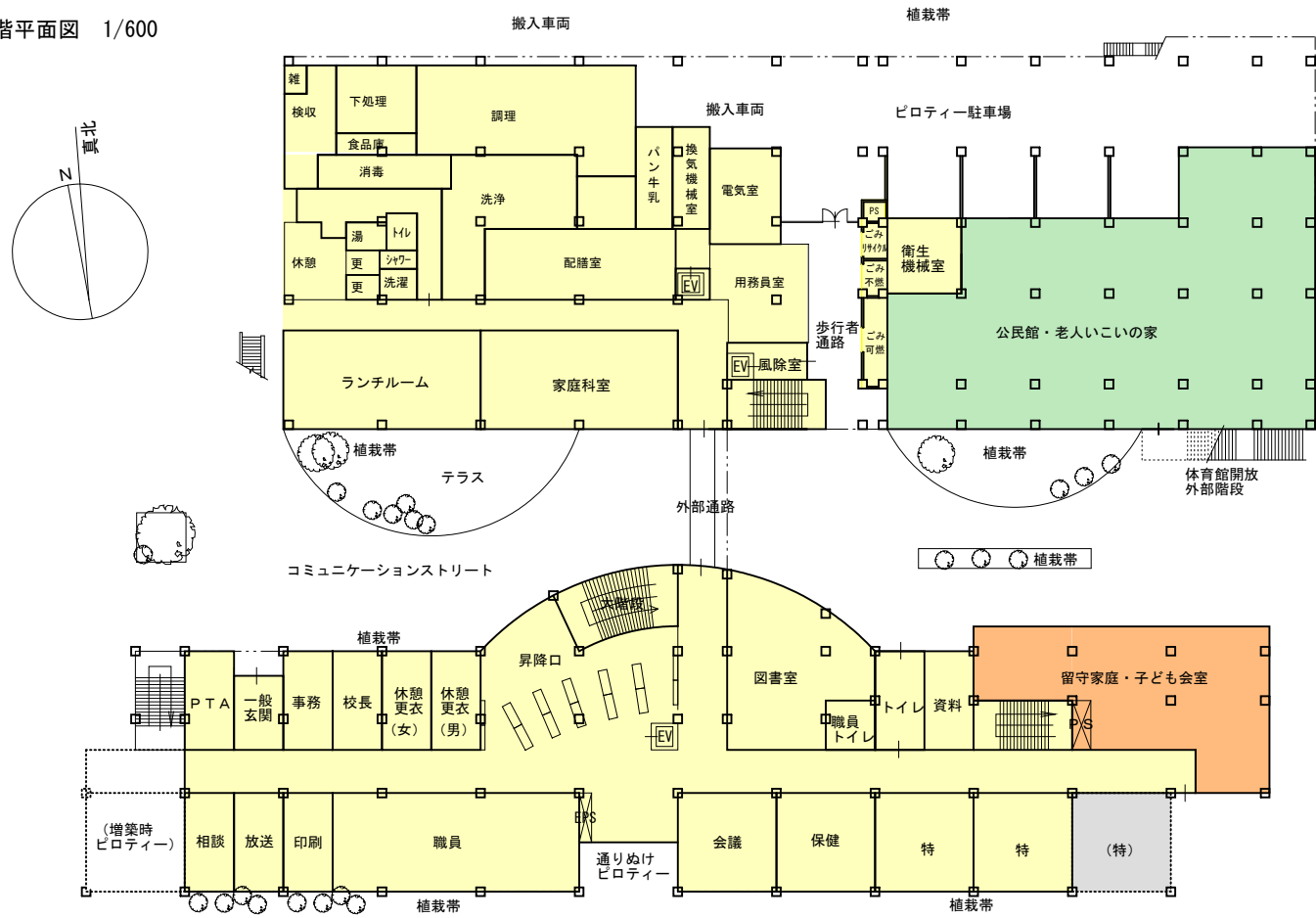


図面名称	伊都地区区画整理事業地内 小学校(仮称)新築工事基本設計
縮尺	A1版: 1/300 A3版: 1/600
図面番号	A-01
区分	建築意匠図

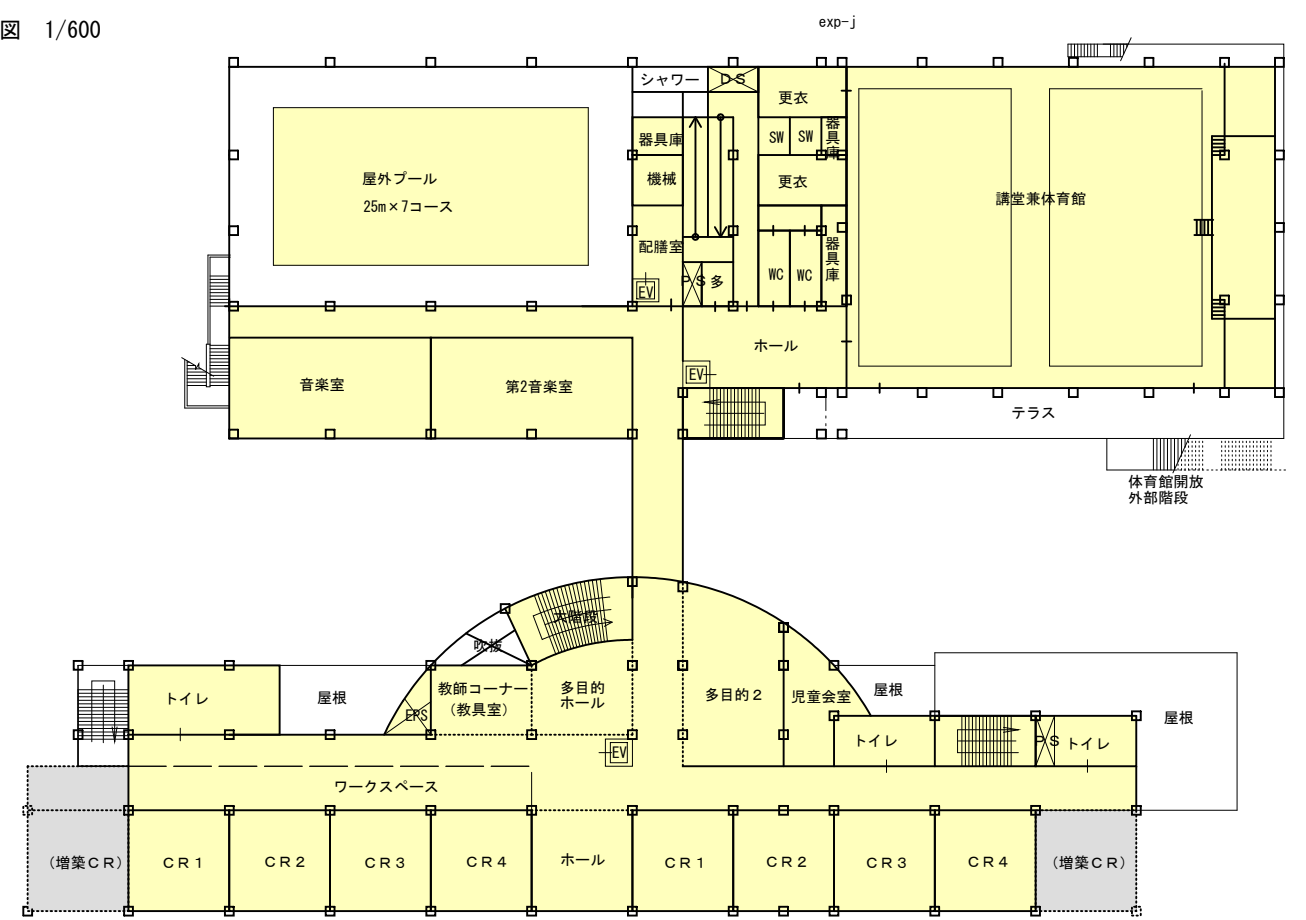
図面名称	配置・1階平面図
縮尺	A1版: 1/300 A3版: 1/600
図面番号	A-01
区分	建築意匠図



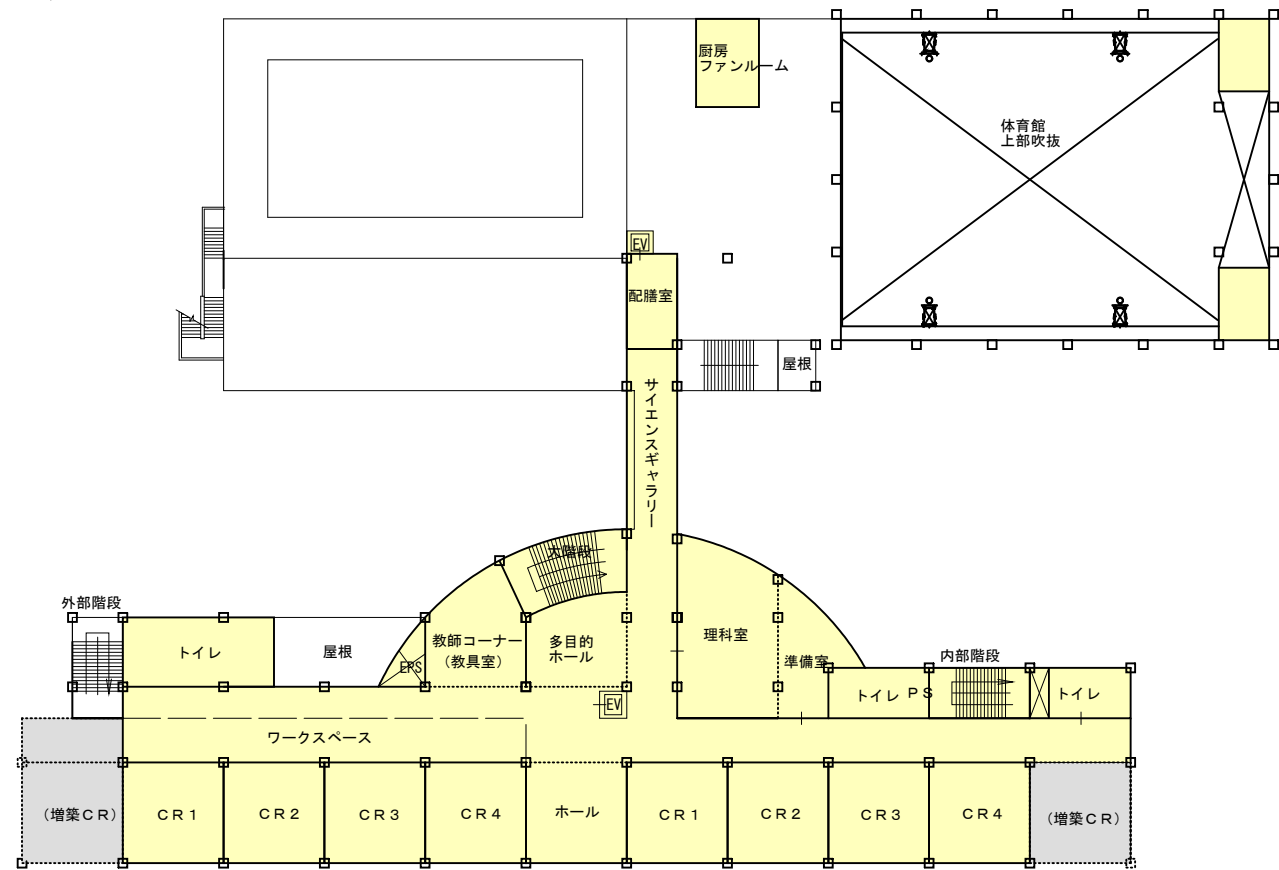
1階平面図 1/600



2階平面図 1/600



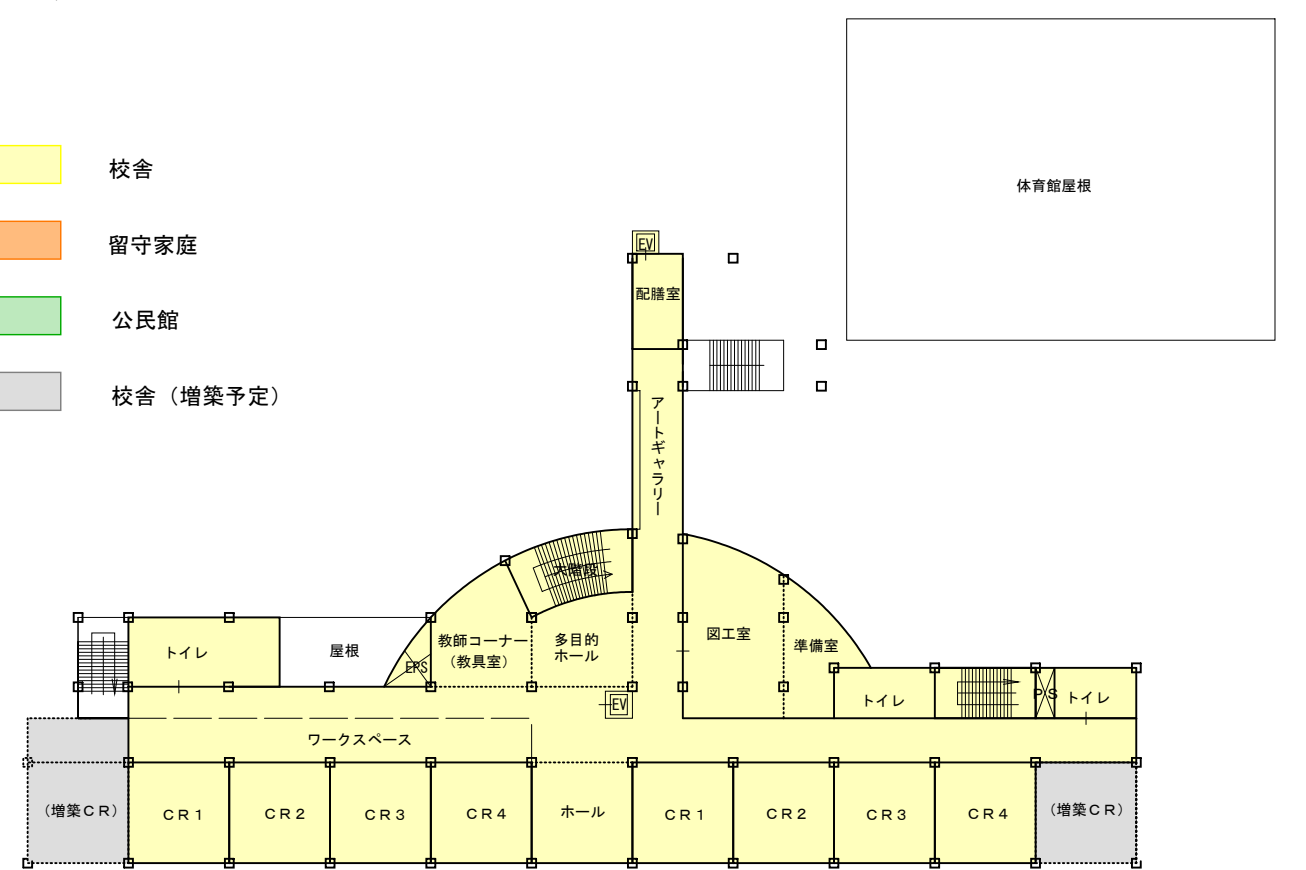
3階平面図 1/600



4階平面図 1/600

【凡例】

- 校舎
- 留守家庭
- 公民館
- 校舎 (増築予定)



検図 製図

訂正	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....
.....	.....

伊都地区区画整理事業地内  
小学校(仮称)新築工事基本設計

図面名称	1~4階平面図	図面番号	A-02
縮尺	A1版: 1/300 A3版: 1/600	区分	建築意匠図

## (5) 委員会の公開・資料等の周知について

### ① 委員会の公開について

・ 委員会の会議については、原則公開とし、会議の開催日程については、事前に事務局より報道関係者へ情報提供を行う。

・ 会議の傍聴要領を別紙（案）のとおり規定し、可能な限り傍聴席の確保に努める。

### ② 委員会ホームページ開設

・ 教育委員会のホームページに委員会開催状況に関するページを開設し、開催日程や会議資料、委員会ニュース（仮称）について掲示を行う。

### ③ 資料等の周知について

・ 会議開催内容の概要について、「委員会ニュース（仮称）」を作成し、保護者及び地域等へ周知する。

・ 周知方法及び周知範囲については以下の内容が考えられる。  
ア 新設小学校の通学区域にあたる地域に、「公民館だより」とあわせて、「委員会ニュース（仮称）」を配布いただく。

イ 周船寺小学校及び玄洋小学校の保護者に対して、「委員会ニュース（仮称）」を配布する。

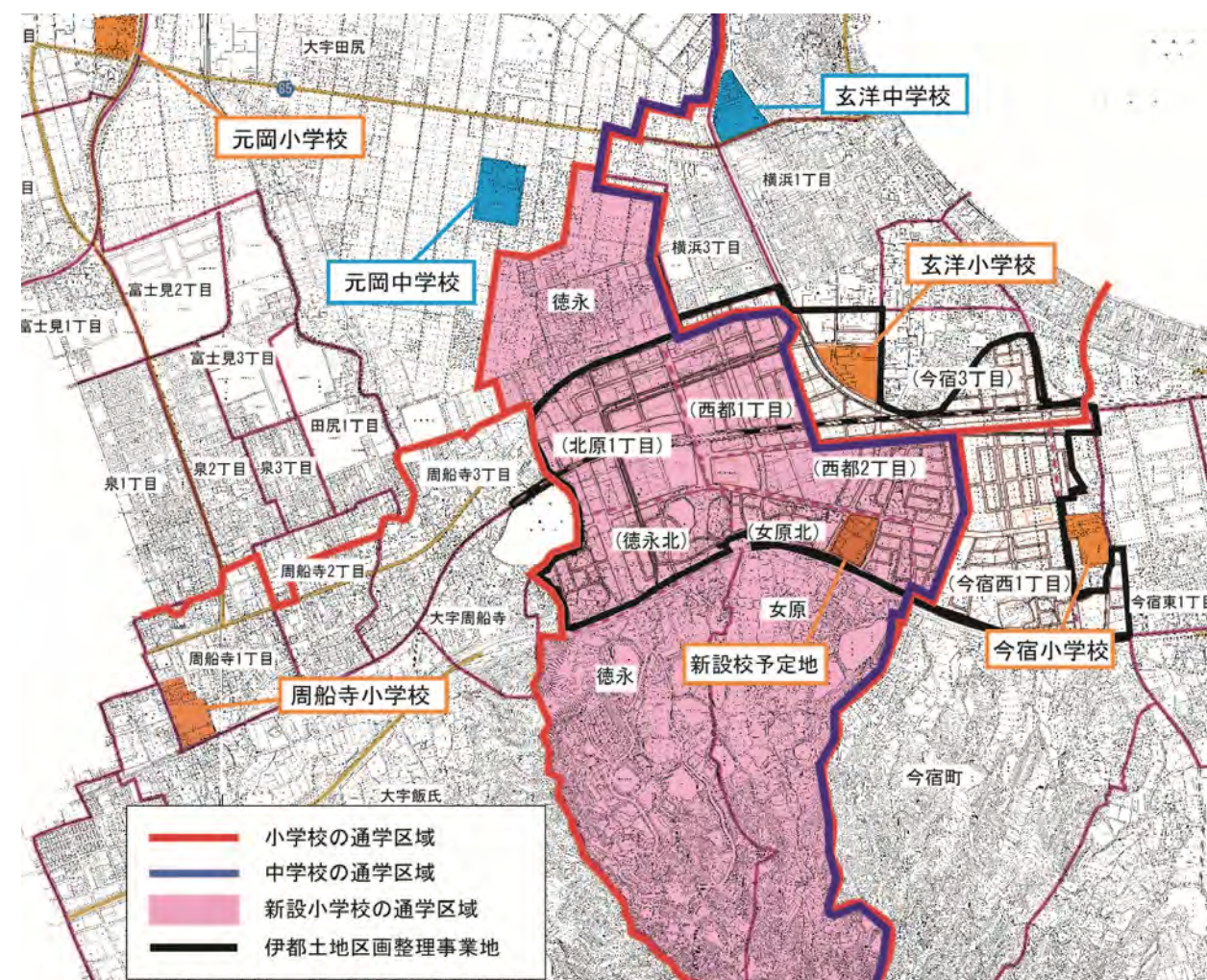
ウ 近隣の幼稚園（4箇所）・保育園（8箇所）において、「委員会ニュース（仮称）」の掲示を依頼する。

### ＜参考＞ 新設小学校の通学区域

○ 学校の通学区域のうち、西都一丁目、西都二丁目

○ 周船寺小学校の通学区域のうち、北原一丁目、徳永北、女原北、大字女原、大字徳永

（ただし、大字徳永の660番、1149番、1150番、1167番、1168番の区域を除く。）





## 伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)

### 開校準備委員会 傍聴要領(案)

(傍聴の手続)

第1条 伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)開校準備委員会(以下「委員会」という。)の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という)は、会議開催の10分前までに整理番号表(別記様式)の交付を受けなければならない。

2 委員会の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という)の定員は、あらかじめ委員会の長が定めるものとし、傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1)酒気を帯びていると認められるもの
- (2)ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (3)前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと
- (2)会議場において発言しないこと
- (3)みだりに席を離れないこと
- (4)飲食又は喫煙をしないこと
- (5)携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること
- (6)たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと
- (7)他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (8)会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと
- (9)前8号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員会の長の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は平成26年 月 日から施行する。

様式

#### 整理番号票

年 月 日 伊都土地区画整理事業地内新設小学校(仮称)  
開校準備委員会

NO. \_\_\_\_\_

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。